

第2章 誰もが安心して暮らせる人にやさしいすこやかなまちづくり

政策の大項目	政策の中項目	政策の小項目(施策)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 誰もが安心して暮らせる人にやさしいすこやかなまちづくり</p>	1 健康のまち勝山の実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康づくり活動の推進 2 保健サービスの充実
	2 安心して暮らせる長寿社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者の生きがいと健康づくりの推進 2 高齢者介護体制の充実 3 高齢者総合相談・支援の充実
	3 福祉のまちづくりの実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がい者福祉の充実 2 生活困窮者への支援 3 地域福祉施策の充実
	4 結婚・出産・子育て支援日本一の実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 結婚支援策の充実 2 出産支援体制の充実 3 子育て支援の充実
	5 安定した医療、保険制度の実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域医療体制等の充実 2 安定した国民健康保険制度の運営
	6 安全安心に暮らせるまちの実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防体制の充実 2 救急体制の充実 3 総合的な防災体制の確立 4 交通安全対策の推進 5 防犯の推進 6 消費者保護の推進

1 健康のまち勝山の実現

市民一人ひとりが自分自身の健康を意識し、健康づくり活動に取り組んでいくことを目指すとともに、医療機関など関係機関との連携のもとで、市民が主体となった健康増進への取組みを行政が支援することにより、すべての市民がいきいきと元気に暮らす「健康のまち勝山」の実現を目指します。

(1) 健康づくり活動の推進

■基本的な考え方

市民が自分の健康は自分でつくるという意識を持ち、積極的に健康づくりに取り組むよう、すこやか勝山12か条を推進するとともに、ウォーキングをはじめとした自主的な健康づくり活動を支援します。

また、勝山市体育館「ジオアリーナ」や市営温水プール等の健康増進施設を活用した健康運動を推進し、健康づくりを行う地区組織を育成・支援することを通じて、地域での健康づくりを促進します。

■重点項目

- ・すこやか勝山12か条の推進
- ・健康づくり自主グループや地区組織の支援・育成
- ・市営温水プールの活用促進
- ・ウォーキングの促進
- ・勝山市体育館「ジオアリーナ」を活用した健康増進事業の推進
- ・健康の駅「湯ったり勝山」を活用した健康増進事業の推進

■施策指標

- ・「健康寿命³²」の延伸

平成27年実績	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
男 78.4 歳 女 83.9 歳	男 78.5 歳 女 83.9 歳	男 78.5 歳 女 83.9 歳	男 78.6 歳 女 84.0 歳	男 78.6 歳 女 84.0 歳	男 78.7 歳 女 84.0 歳

- ・健康チャレンジ事業³³の参加者数（平成27年度からの累計）

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
2,042 人	4,000 人	6,000 人	8,000 人	10,000 人	12,000 人

³² ※健康寿命

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から、衰弱・病气・認知症等による介護期間を差し引いた寿命のこと。

³³ ※健康チャレンジ事業

市民に積極的な健康づくりにチャレンジしてもらうことを目的として、市民のウォーキング活動を推進する事業。1日30分のウォーキングを1ポイントとし、期間中に100ポイントの獲得を目指す。

(2) 保健サービスの充実

■基本的な考え方

赤ちゃんから高齢者まで、年代ごとの様々なニーズに応じた保健サービスを提供するとともに、その利用者数や受診率の増加・向上に努めます。同時に、新たな感染症予防に取り組むなど保健サービスの充実と市民への周知に努め、さらなる市民の健康づくりを推進します。

■重点項目

- ・子育て世代包括支援センターの周知および充実
- ・乳幼児健診等を通じた母子保健事業の充実
- ・健康増進事業、栄養指導の充実
- ・がん検診のPRによる受診率の向上
- ・定例相談実施による精神保健事業の充実
- ・幼児への歯磨き教室実施等による歯科保健事業の充実
- ・健康相談等の実施による結核予防、感染症対策の推進
- ・各種予防接種事業の積極的なPRと接種率の向上
- ・生活習慣病予防（メタボリックシンドローム³⁴予防）の充実
- ・喫煙対策と受動喫煙防止に向けた取組みの推進
- ・高齢者の疾病重症化予防事業の実施

■施策指標

- ・乳幼児健診の平均受診率

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
98.2%	100%	100%	100%	100%	100%

- ・大腸がん検診受診者数

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
2,101人	2,120人	2,140人	2,160人	2,180人	2,200人

³⁴ ※メタボリックシンドローム

内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態のこと。

2 安心して暮らせる長寿社会の実現

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の介護予防と高齢者福祉制度の充実を図るとともに、医療機関との連携を進めます。また、高齢者本人の自立とこれを支える介護者への支援の充実を図るとともに、地域での支え合いの中、自立と尊厳を保ちながら高齢者がいきいきと暮らせる長寿社会の実現を目指します。

(1) 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

■基本的な考え方

高齢者自身が積極的に健康づくりに取り組めるよう、高齢者連合会や地区の老人会等の組織と連携し、ウォーキングをはじめとした自主的な健康づくり活動を支援します。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら自立して生活できるよう、自らの知識・経験・技能を活かせる場の提供等を通じた生きがいづくりの推進や高齢者の暮らしを支える生活支援サービス等の充実を図ります。こうした取組みを通じて健康で元気な高齢者を増やすことにより、医療費等の削減にもつなげていきます。

■重点項目

- ・ 高齢者の健康づくりの推進
- ・ 介護予防・生活支援サービスの充実
- ・ 地域の高齢者見守り活動の推進
- ・ 元気な高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいづくりの推進
- ・ 健康の駅「湯ったり勝山」を活用した介護予防や健康づくり事業の推進
- ・ 高齢者福祉サービスの推進

■施策指標

- ・ 「健康寿命」の延伸（再掲）

平成27年実績	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
男 78.4 歳 女 83.9 歳	男 78.5 歳 女 83.9 歳	男 78.5 歳 女 83.9 歳	男 78.6 歳 女 84.0 歳	男 78.6 歳 女 84.0 歳	男 78.7 歳 女 84.0 歳

- ・ 要介護認定率³⁵

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
18.6%	18.5%	18.5%	18.4%	18.4%	18.3%

³⁵ ※要介護認定率

65歳以上の被保険者に対する要介護認定者の割合。

算出方法： 認定率＝65歳以上の要介護者数÷第1号被保険者数(65歳以上)

(2) 高齢者介護体制の充実

■基本的な考え方

介護が必要になったとき、安心して受けられる介護サービスを迅速・的確に市民に提供できるよう、地域包括ケアシステム³⁶を構築し、多様化する高齢者のニーズに応じた介護体制の充実を図ります。

■重点項目

- ・多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進
- ・地域包括ケアシステムの構築

■施策指標

- ・居宅サービス³⁷および地域密着型サービス³⁸受給者の割合

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
72.85%	73.05%	73.35%	73.55%	73.85%	74.05%

(3) 高齢者総合相談・支援の充実

■基本的な考え方

地域包括支援センター「やすらぎ」³⁹に設置した相談窓口の周知と機能強化を図ることにより高齢者に関する様々な相談に対応し、関係機関と連携した支援を行っていきます。

また、高齢者が安心して暮らせるよう高齢者の虐待防止や成年後見制度⁴⁰等についての普及と理解促進に努めます。

³⁶ ※地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように地域がサポートし合う社会のシステム。

³⁷ ※居宅サービス

自宅に居ながら利用できる介護サービスのこと。

³⁸ ※地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるように支援するサービスのこと。認知症高齢者のためのグループホームやデイサービス等がある。

³⁹ ※地域包括支援センター「やすらぎ」

介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族の総合的な相談受付窓口。地域の高齢者の状態把握、介護予防の推進、介護支援専門員への支援等を行う。

⁴⁰ ※成年後見制度

精神上的の障がいにより判断能力が不十分なために、財産管理や契約等の手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。

■重点項目

- ・地域包括支援センター「やすらぎ」のPRと総合的な相談機能の強化
- ・介護者の負担軽減と健康保持に向けた対策の充実
- ・高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進
- ・成年後見制度の周知と活用

■施策指標

- ・地域包括支援センター「やすらぎ」で受けた年間相談件数

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
2,354件	2,374件	2,394件	2,414件	2,434件	2,450件

3 福祉のまちづくりの実現

地域福祉に関する課題を市民が自分のこととして捉え、これを自ら解決しようとする取組みを支援することにより、住み慣れた地域で誰もが自分らしく安心して生活することができ、あらゆる分野の活動にいきいきと参加できる「いつまでも住み続けたいまち」の実現を目指します。

こうした取組みを通じて、お互いが尊厳を持って思いやり、支え合い、助け合っていく福祉のまちづくりを目指します。

(1) 障がい者福祉の充実

■基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、差別なく支え合い、安心して地域で暮ることができるよう、障がい者に対する正しい理解の促進に努めます。

また、障がいを抱える人たちの自立を支援するため、相談事業の充実や施設から地域生活への移行、福祉的就労から一般就労への移行促進など、福祉サービス等の充実に図ります。

■重点項目

- ・県立大学看護福祉学部とのケース検討会等の開催による連携
- ・障害者自立支援協議会を活用した障がい者支援の連携体制づくり
- ・障害者福祉計画（障害者計画・障害福祉計画）に沿った事業の推進
- ・障がい者の就労支援の推進
- ・相談支援体制の安定的な運営

■施策指標

- ・福祉施設からの一般就労移行者数（平成24年度からの累計）

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
4人	5人	6人	7人	7人	7人

- ・勝山市障害者生活支援センターへの相談者数

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
169人	171人	173人	175人	177人	179人

(2) 生活困窮者への支援

■基本的な考え方

日本国憲法第25条（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）を基本理念とし、生活に困っている人の保護と社会での自立に向けた支援を行うことにより、生活保護を受けることなく、地域で安定した生活が送れるよう支援します。

■重点項目

- ・生活保護世帯の稼働年齢層に対する就労支援事業の強化
- ・生活困窮者自立支援事業の継続
- ・生活保護安定運営対策事業の推進

■施策指標

- ・生活困窮者自立支援事業の新規相談受付件数（月平均 人口10万人あたり換算）

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
26.6件	22件以上を維持	22件以上を維持	22件以上を維持	22件以上を維持	22件以上を維持

※国の提唱する指標（22件以上）

(3) 地域福祉施策の充実

■基本的な考え方

自助・互助・公助を基本理念として作成した「勝山市地域福祉計画」に基づき、誰もがお互いを思いやり、支え合い、助け合っていくことを通じて、住み慣れた地域で穏やかに安心して自立した生活を送り、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動にいきいきと参加できる社会をつくります。

また、福祉バスの安定した運営や社会福祉協議会への支援など、地域福祉施策の充実を図ります。

■重点項目

- ・福祉バスの安全・安心な運行
- ・社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の事業実施に向けた支援
- ・地域福祉計画に沿った事業の推進

4 結婚・出産・子育て支援日本一の実現

家庭・地域・企業・行政が一体となって、結婚に至る支援を行うとともに、親が安心して子どもを産み育て、子どもたちが豊かな自然環境のもと、健やかにのびのびと育つことができる環境整備を図ります。

さらに、「子育て支援日本一」の実現に向けて、先進的で魅力ある子育て支援事業を充実させます。

(1) 結婚支援策の充実

■基本的な考え方

若者の出会いの場の創出や結婚相談事業の充実を図ります。また、勝山市が行っている婚活事業の内容や成果等についてホームページやSNSで紹介し、市民の婚活に関する意識を高め、結婚相談事業を積極的に推進します。

■重点項目

- ・結婚相談員による相談体制の強化
- ・SNSや県・市ホームページ、フリーペーパー等の情報誌を活用した婚活情報発信の強化
- ・スポーツ活動をはじめとする体験型イベント等を通じた出会いの場の創出

■施策指標

- ・結婚相談件数（平成23年度からの累計）

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
793件	900件	1,010件	1,125件	1,245件	1,370件

- ・市が支援したカップルの婚姻数（平成23年度からの累計）

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
19件	25件	31件	37件	44件	49件

(2) 出産支援体制の充実

■基本的な考え方

安心して出産できるよう出産支援体制の充実を図るとともに、市民に向けた情報提供に努めます。また、JCHO福井勝山総合病院における分娩再開に向けた取組みを進めます。

■重点項目

- ・ 出産支援連携体制の支援と情報発信
- ・ 産後ケアへの対応など出産前後における支援体制の充実
- ・ 産婦人科医の確保に向けた関係機関への働きかけ

■施策指標

- ・ にこにこ妊婦奨励金制度⁴¹の利用者数

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
61人	70人	71人	72人	73人	74人

- ・ 統計的手法による人口推計に基づく年間出生見込数を上回る年間出生数

平成27年度実績	平成28年度見込	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
148人	145人	142人	140人	138人	136人

※平成32年度推計値130人。平成32年の目標人口23,000人を目指するため推計値に
加算

(3) 子育て支援の充実

■基本的な考え方

誰もが安心して子育てができるよう、すくすく育成奨励金⁴²の交付や保育料の軽減、放課後児童対策にかかる児童センター利用料金の無料化等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

⁴¹ ※にこにこ妊婦奨励金制度

勝山市内に住所を有する方が福井勝山総合病院において定期の妊婦健診を受け、県内の医療機関で出産する場合に、10万円(妊婦1人につき)の奨励金を交付する制度。※福井勝山総合病院産婦人科医師の証明が必要。

⁴² ※すくすく育成奨励金

市内在住で、同一家庭(生計が同じ)で、3人目以上の子どもが生まれた保護者に対して交付される勝山市の奨励金制度。

基本計画【第2章】

また、保育園・認定こども園⁴³における待機児童ゼロを維持するとともに、市民の幅広いニーズに対応した、休日・延長保育の実施、保育園・認定こども園での一時預かりや、病児・病後児保育⁴⁴等への支援のほか、広域的な保育・教育利用への対応など、子育て関連サービスの充実・整備を進め、「子育て支援日本一」を目指します。

■重点項目

- ・子ども医療費助成の対象年齢拡充
- ・すくすく育成奨励金の継続
- ・保育料軽減の継続
- ・放課後児童対策にかかる児童センター利用料金の無料化の継続
- ・児童インフルエンザワクチン予防接種助成等の充実
- ・子育て支援に関する施策の市内外へのPR強化
- ・「子育て支援センター」など地域における子育て支援サービスの充実
- ・幼保一元化⁴⁵を含めた保育サービスの充実
- ・認定こども園移行に対する支援
- ・子どもの居場所づくり
- ・要保護児童⁴⁶への対応等きめ細かな取組みの推進
- ・子ども子育て支援事業計画の推進
- ・病児・病後児保育の充実
- ・障がい児保育の充実

■施策指標

- ・保育園・認定こども園の待機児童数

平成27年度実績	平成28年度見込	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
0人	0人を維持	0人を維持	0人を維持	0人を維持	0人を維持

43 ※認定こども園

就学前の子供に幼児教育と保育の両方を提供し、また地域における子育て支援事業を行う施設として、都道府県知事の認定を受けた施設のこと。保護者の就労の有無によらず利用できる。

44 ※病児・病後児保育

子どもが病気の回復期または病気中のため、集団生活や家庭での保育が困難な場合に、医療機関等に付設された専用スペース等において一時的に保育すること。

45 ※幼保一元化

少子化の進行、育児サービスの多様化にともない生じている幼稚園と保育園の抱える問題点を解決しつつ一元化を図ろうとする政策。

46 ※要保護児童

児童福祉法では、18歳に満たない者で監護する保護者がいない、または保護者に看護させることが不適當であると認められる児童のことをいう。「勝山市次世代育成支援行動計画」においては、虐待を受けている児童、ひとり親児童、障がいを持っている児童としている。

5 安定した医療、保険制度の実現

市民・行政・医療機関が協力し、生活習慣病の予防など医療体制の充実を図ります。

憲法で規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するため、社会保障制度の根幹をなす国民健康保険と後期高齢者医療制度の安定的な運営と、市民への制度周知・理解促進に努めます。

(1) 地域医療体制等の充実

■基本的な考え方

奥越の中核病院であるJCHO福井勝山総合病院での診療体制の維持・充実を図ります。また、普段から健康や病気について相談できる「かかりつけ医」を持つことを推進し、特にJCHO福井勝山総合病院とかかりつけ医との連携を働きかけていきます。

あわせて、地域医療の現状について市民が理解を深めるための取組みを進めます。

■重点項目

- ・ JCHO福井勝山総合病院の機能の維持・充実
- ・ かかりつけ医を持つことの市民への働きかけ
- ・ JCHO福井勝山総合病院とかかりつけ医の連携に向けた働きかけ
- ・ 地域医療に関する市民への理解促進

■施策指標

- ・ 「かかりつけ医」を持っている市民（18歳～64歳）の割合

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
—	63.0%	64.0%	65.0%	66.0%	67.0%

(2) 安定した国民健康保険制度の運営

■基本的な考え方

国民健康保険については、平成30年4月から都道府県単位での運営へ移行することが決定しています。引き続き、国民皆保険の担い手として国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、市民への制度周知と適正な保険税率の検討・見直しを進め、地域におけるきめ細かな事業を行っていきます。

また、被保険者の健康維持と、将来的・中長期的な観点に立った医療費の抑制による運営安定化を実現するため、特定健康診査⁴⁷事業やメタボリックシンドロームに代表される生活習慣病予防対策など、国保データヘルス計画に基づいた勝山市の医療特性に合った保健事業の充実に取り組みます。

⁴⁷ ※特定健康診査

糖尿病や脳卒中、心筋梗塞、高脂血症等の生活習慣病を予防する目的で、40～74歳までの方を対象として、医療保険者が実施する健康診断ならびに特定保健指導の制度のこと。

75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度については、市民への制度周知、申請の受付、保険料の収納等を行い、福井県後期高齢者医療連合の一員として制度の一翼を担います。

■重点項目

- ・国保データヘルス計画に基づいた生活習慣病予防対策など保健事業の推進
- ・適正な保険税率の検討・見直しによる単年度収支の赤字解消
- ・県単位での国保運営への対応
- ・健康保持と未来の医療費抑制に向けた生活習慣病予防対策
- ・特定健康診査受診者数増加のための取組み

■施策指標

- ・特定健康診査の受診者数

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1,778人	1,780人	1,800人	1,820人	1,840人	1,860人

- ・国民健康保険税の収納率（現年度）

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
97.6%	97.6%	97.7%	97.7%	97.8%	97.8%

6 安全安心に暮らせるまちの実現

市民や事業者、行政がそれぞれの役割を担い、「自らの地域は自らで守る」という連帯意識のもと、地域における自主防災組織づくりの推進や、災害時の拠点となる公共施設の整備や耐震化、備蓄を進めるなど、万一の災害発生に対応できる総合的防災体制を確立し、市民・地域・行政が一体となって災害に強いまちを目指します。

また、消防・救急医療体制の充実、高齢者の交通安全対策、総合的な防犯対策や消費者保護対策の推進など、市民の日常生活における安全・安心の確保に努めます。

(1) 消防体制の充実

■基本的な考え方

少子高齢化に伴う人口構成の変化と急激な人口減少が進んでいる中、「自らの地域は自らで守る」という自衛精神の堅持を図り、地域の消防力向上のための消防機動力を高めていきます。

地域防災の要である自衛消防力を維持・強化するため、若者・女性・元気な高齢者等に自衛消防隊への参画を促し、常備消防⁴⁸と一体となった防災体制の維持に努めます。

⁴⁸ ※常備消防

消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務し消防事務に当たる機関を言う。これに対して、他に本業を持ちながら消防活動を行う消防団員で構成される消防団を非常備消防と言う。

また、防火指導や消防訓練等により市民の防火意識の向上に努め、防火対象物や危険物施設に対する防火査察の強化、住宅用火災警報器の適切な維持管理に向けた住民への働きかけにより火災件数を減少させ、被害を最小限に抑制します。

■重点項目

- ・消防機動力の整備計画に沿った老朽消防車両等の更新および消防施設の計画的更新の実施
- ・各地区の自衛消防力の維持
- ・市民防火意識の向上
- ・防火査察の強化
- ・住宅用火災警報器の適切な維持管理の働きかけ
- ・消防広域化計画への対応

■施策指標

- ・消防団員の実員数

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
291人	290人を維持	290人を維持	290人を維持	290人を維持	290人を維持

- ・無火災連続日数（ぼや火災以外の建物火災または1,000㎡以上の林野火災）

平成27年実績	平成28年実績	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
252日	210日	200日以上を維持	200日以上を維持	200日以上を維持	200日以上を維持

- ・年間火災件数

平成27年実績	平成28年実績	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
11件	8件	10件以下を維持	10件以下を維持	10件以下を維持	10件以下を維持

※ぼや、車両火災、林野火災など全て含む

(2) 救急体制の充実

■基本的な考え方

傷病者の迅速かつ適正な医療機関への搬送体制の充実を図り、救命率の向上のために、救命リレーのスタートであるバイスタンダー（居合わせた人）が的確な救命行動ができるよう応急手当の方法やAED⁴⁹の普及・啓発、機器点検の徹底を図ります。

⁴⁹ ※AED

日本語名は自動体外式除細動器。心臓が細かくけいれんし、血液を送れなくなる重い不整脈「心室細動」の患者に電気ショックを与えて救命する装置。

さらに、専門治療開始までの時間短縮を図るため、クラウド型救急医療連携システム⁵⁰の活用を推進していきます。

市民が普段から健康や病気について相談できる「かかりつけ医」を持つことを推奨するとともに、救急医療についての理解を深めることにより、市民自身が急病時に適切に対応できるよう救急医療対策事業を維持・継続し、支援を行います。

また、小児救急については、夜間や休日における急病時の対処法や医療機関のかかり方等について保護者に周知を徹底し、小児救急医療体制の充実を図ります。

■重点項目

- ・救急体制の強化に向けた高規格救急車の更新、救急救命士の計画的な養成・増強
- ・応急手当方法の普及・促進
- ・AED設置の普及および機器点検の徹底
- ・クラウド型救急医療連携システムの活用推進
- ・かかりつけ医を持つことの市民への啓発（再掲）
- ・救急医療対策事業の維持・継続
- ・小児初期救急事業の充実

■施策指標

- ・普通救命講習受講者数（平成23年度からの累計）

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1,189人	1,400人	1,600人	1,800人	2,000人	2,200人

※再講習含む。

- ・AEDを含む救急講習受講者数（平成23年度からの累計）

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
7,240人	8,400人	9,600人	10,800人	12,000人	13,200人

（3）総合的な防災体制の確立

■基本的な考え方

自らの地域は自らで守るという意識のもと、地域の防災力を高めるために、地域コミュニティを中心とした自主防災組織の設立を促進するとともに、地域の防災リーダーを養成します。あわせて、災害時応援協力協定による広域的な防災体制を推進するなど、大規模災害にも対応できる総合的防災体制の確立を目指します。

これに向け、勝山市体育館「ジオアリーナ」の防災機能を活用した総合防災訓練や、

⁵⁰ ※クラウド型救急医療連携システム

インターネットのクラウドサーバーを介して、心電図、傷病者の状況、事故現場等の画像を救急車等から医療機関へ早期に情報提供し、専門的治療開始の時間短縮やドクター指示による救命処置が可能となるシステム。

基本計画【第2章】

各避難所の開設設営訓練等を実施するとともに、備蓄品の充実を図ります。

さらに、東日本大震災や熊本地震等から得られた教訓や課題を整理することにより、地域防災計画への反映・見直しを随時行っていきます。

また、「勝山市建築物耐震改修促進計画」に基づき、災害時の拠点となる公共施設の耐震化を推進します。

■重点項目

- ・地域防災拠点のあり方の検討
- ・防災備蓄の充実、地域防災拠点への分散備蓄
- ・情報伝達方法として防災行政無線の増設と防災情報の多チャンネル化研究・構築
- ・防災リーダーの養成、地域が主体となった自主防災組織の設立・支援
- ・地域における受援力⁵¹向上に向けた研修会等の実施
- ・避難行動要支援者の登録促進
- ・基礎的コミュニティの高齢化と核家族化を見据えた地域協働体制のあり方の検討
- ・防災フォーラムや防災出前講座の実施
- ・各種防災訓練の充実
- ・公共施設の耐震化の推進
- ・第三者に危害を及ぼすおそれのある不在家屋対策の実施
- ・勝山市体育館「ジオアリーナ」の災害時の防災複合施設としての活用

■施策指標

- ・防災行政無線整備率（音声が届く戸数の比率）

平成27年度実績	平成28年度見込	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
90.7%	94%	95%	96%	97%	98%

- ・「勝山市緊急メールサービス」登録数

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
2,077件	2,300件	2,600件	2,900件	3,200件	3,500件

- ・地域が主体となった自主防災組織の数（平成23年度からの累計）

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
53組織	58組織	63組織	68組織	73組織	78組織

51 ※受援力

ボランティアの援助を受け入れる能力のこと。特に、災害の被災地における、住民個人のレベルから行政レベルまでの、災害ボランティアの受け入れ能力を指すことが多い。

・公共施設の耐震化率

平成27年度実績	平成28年度見込	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
93.0%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100%

(4) 交通安全対策の推進

■基本的な考え方

超高齢社会⁵²を迎えて運転免許証を所有する高齢者が年々増加し、高齢者が運転する車両による交通事故が増加していることから、警察等の関係機関と協力し、高齢者の交通事故防止に努めるとともに、高齢者運転免許証返納支援事業を推進し、交通事故の減少を図ります。あわせて、幼少期からの交通安全教育や全市民に対する広報活動を強化するなど、交通事故の発生件数と死傷者数の減少を目指します。

■重点項目

- ・運転免許証返納の促進等による高齢者が関係する交通事故減少に向けた取組みの強化
- ・交通指導員による交通指導、交通安全啓発の実施
- ・学校等での交通安全教育の推進
- ・勝山市交通安全協会との連携強化

(5) 防犯の推進

■基本的な考え方

エコ環境都市⁵³にふさわしいLED型公衆街路灯⁵⁴の普及促進を図ります。

また、市や警察署、防犯隊等の関係機関と地域がそれぞれの役割を担いながら連携し、市民が安全で安心して暮らすことのできる明るいまちづくりを目指します。

■重点項目

- ・LED型公衆街路灯の普及推進
- ・集落間における街路灯（防犯灯）設置困難箇所の計画的整備
- ・防犯隊など市民と連携して進める防犯体制の推進

⁵² ※超高齢社会

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

⁵³ ※エコ環境都市

エコミュージアムの推進によって、エコロジーに基づいたクリーンで環境に配慮した都市を目指していくといった勝山市の考え方を表現した勝山市でつくられたことば。

⁵⁴ ※LED型公衆街路灯

照明部分に発光ダイオード（LED）を使用した街路灯のこと。従来の白熱電球よりも消費電力が少なく環境負荷が小さい。

基本計画【第2章】

■施策指標

- ・公衆街路灯のLED型への更新率

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
75%	80%	81%	83%	84%	85%

(6) 消費者保護の推進

■基本的な考え方

消費者問題に関する情報の収集に努め、消費生活相談を充実・強化するとともに学習会、出前講座等の開催により消費者意識の向上を図ります。

■重点項目

- ・くらしのアドバイザーや消費生活モニター等の育成
- ・出前講座やキャンペーンによる消費者意識向上に向けた働きかけ
- ・幼児期から高齢期まで年代に応じた消費者教育の推進

■施策指標

- ・年間消費生活相談件数

平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
297件	310件	320件	330件	340件	350件